請願31第 2 号

2019年　2月　12日

つくば市議会議長　神谷　大蔵様

議会総務部 つくば市 31.2.12 収受 第858

国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める請願書

請願団体代表 [redacted]
つくば市[redacted]
連絡先：[redacted]

請願団体

土浦民主商工会 代表 [redacted] つくば市[redacted]	新日本婦人の会つくば支部 代表 [redacted] つくば市[redacted]
全日本年金者組合つくば支部 代表 [redacted] つくば市[redacted]	つくば生活と健康を守る会 代表 [redacted] つくば市[redacted]

【紹介議員】
金子和雄
滝口隆一

【請願趣旨】

政府は、賃金上昇などを「景気回復」の根拠にして2019年10月のからの消費税率の10%引き上げを決めましたが、最近になって「毎月勤労統計」のデータの信ぴょう性が問題となり、「景気後退」の可能性が高く増税の根拠が崩れてきています。2014年に消費税率が8%に引き上げられて以降、家計消費は低迷し、深刻な消費不況が続いています。その上、社会保障費負担増、そして賃金低下、物価上昇の三重苦のもとで、「これ以上節約するところがない」と悲鳴が上がっています。

税率10%への引き上げで5.6兆円の増税となり、「軽減」分を差し引いても4.6兆円＝1世帯当たり8万円の増税という試算が出ています。このような状況で消費税を引き上げれば、税率が5%から8%に増税された時以上に景気の落込みが懸念されます。

税率引上げと同時に導入される「軽減税率」には、重大な問題があります。飲食料品と週2回以上発行の新聞代は税率8％に据え置かれますが、運送費や加工費、広告宣伝費などは10%ととなり増税となるなど8%と10%の線引きは複雑で分かりにくいものとなります。

さらに、2023年に導入される「インボイス（適格請求書）制度」は地域経済を担う中小業者にとって大きな負担となり、免税業者が商取引から排除されるという重大な問題があります。

消費税には、①所得の少ない人ほど負担が大きい、②転嫁が困難な中小業者の営業を壊す、③消費を直撃して景気を悪くするという問題点があります。

消私たちは、住民の暮らし、地域経済、地方自治体に深刻な打撃を与える消費税増税を中止することを強く求めます。

以上の趣旨から下記事項について請願いたします。

【請願事項】

一、2019年10月の消費税率10%への引き上げ中止を求める意見書を政府に送付していただくこと